

伊達市立大滝中学校いじめ防止基本方針

平成29年3月31日策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わず、インターネットを通じて行われるものも含むこととする。

(2) 本校の基本認識

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。そのための基本認識として6点をあげる。

- ① いじめをさせない、許さない、見過ごさない。
- ② すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組める教育環境を提供する。
- ③ 学校全体でいじめの未然防止と早期発見・対応に取り組む。
- ④ いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。
- ⑤ 保護者の責務と生徒の役割の徹底。
- ⑥ 保護者や地域、関係機関との連携を図りながら、早期解決さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させ、人権尊重を貫いた教育活動を展開していく。お互いに思いやる雰囲気づくりを醸成し、自己有用感を高め、自尊感情を育むことができるよう努める。

- (1) いじめを「しない」、「させない」、「許さない」、「見逃さない」学校づくりを推進する。
- (2) 生徒どうしの関わりや教員との関わりを大切にされた教育活動を展開する。
- (3) 生徒の豊かな情操を育むための道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (4) インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等の授業や講習を実施する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

- 生徒対象いじめについてのアンケート調査 【年2回（6月、11月）】
- 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 【年2回（6月、11月）】

(2) いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- スクールカウンセラーの活用
- いじめ相談窓口の設置

(3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

道警、市教委と連携の上、ネットパトロールの情報収集を行うとともに、学校としてのネットパトロールを年2回程度全教職員で行うこととする。また、インターネットを通じて行われるいじめを防止や対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。

4 生徒の役割

○いじめをしない

○いじめを発見したら、先生方に知らせ、やめさせるように努める。

○いじめを自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するように努める。

○互いに認め合える人間関係づくりにつとめる。

5 保護者の責務

(1) 未然防止

○子どもの良さを認め、理解に努める。

○子どもの話しに耳を傾け、「認める」、「ほめる」、「しかる」を通して、きまりを守るなどの「規範意識」を身につけさせる。

○学校と連絡を密にし、子どもの学校生活を把握する。

○情報モラルの理解に努め、インターネット利用のルールやマナーを身につけさせる。

○スマートフォンやゲーム機の使用については、約束事を決める。

(2) 早期発見

○ささいな変化を見逃さず、困っていれば真剣に耳を傾け、必要に応じて学校に相談する。

○インターネットを通じておこなわれるいじめの被害を受けていないか、誹謗中傷などの書き込みをおこなっていないかの確認に努める。

(3) 早期解消

○子どもがいじめを受けた場合、心身の安全を確保し、学校と協力して解消を図る。

○子どもがいじめをおこなった場合、その行為をやめさせるとともに学校へ連絡・相談する。また、自らの行為を反省するように指導する。

○子どもを通じて、いじめの情報を把握した場合、子どものいじめとの関わりを確認し、学校へ連絡・相談する。

6 いじめの対処

① いじめ情報のキャッチ

《報告》 いじめを認知した教職員 → 担任 → 生徒指導部



教頭・校長

《留意点》 どんな小さな事案でも連絡、報告する。

② 学校におけるいじめの防止対策ための組織による協議

○いじめ対策委員会で協議する。

○教育委員会に報告し、必要に応じて警察・児童相談所などと連携を図る。

○教育委員会は、学校に対して必要な指導・助言をおこなうとともに、いじめの解決を図るために、員を派遣するなどの支援をおこなう。

③ 対応方針の決定と役割分担

《情報整理》 ○いじめを受けたとされる生徒・いじめをおこなったとされる生徒・関係者・周囲の者の状況や様子を整理する。

《対応方針》 ○緊急度や危険度（自殺、行方不明、脅迫、暴行など）を確認する。

○自殺や行方不明など緊急度や危険度が高い場合は、警察に通報するとともに教育委員会へ連絡する。

《役割分担》 ○いじめを受けたとされる生徒からの聞き取りと支援担当、いじめをおこなったとされる生徒からの聞き取りと指導担当。

○周囲の生徒と全体指導担当。

○保護者への対応担当。関係機関との連携担当。

○事実の記録担当。

④ 事実の確認

○いじめの状況をじっくり聞き取るとともに、複数の情報をつき合わせ確実な事実に基づいた指導ができるように確認する。

○聞き取る場所、時間帯、秘密の厳守などについては、細心の注意を払う。

○いじめを受けたとされる生徒といじめをおこなったとされる生徒の言い分を聞いて、整理してから次の段階に進む。

⑤ いじめを受けた生徒、いじめをおこなった生徒、周囲の生徒への支援・指導

○謝罪は、事実の内容によって形式やタイミングは異なるが、いじめを受けた生徒のつらい気持ちやいじめをおこなった生徒の反省が双方に伝わるようにおこなう。また、いじめを許さない学校の姿勢や今後の対応についても十分に理解させる。

《いじめを受けた生徒》

○いじめを受けた生徒には、学級担任を中心に話しやすい教職員が対応し、いじめを絶対許さない学校全体の姿勢や今後の指導、二度と起こさせない対応を説明する。

《いじめをおこなった生徒》

- いじめをおこなった生徒は、中立的な立場の教職員が話しをして、いじめを受けた生徒のつらい気持ちに気づかせ、反省するよう指導する。
- 保護者への説明は、複数の教職員でおこなう。

《周囲の生徒》

- 周囲の生徒は、いじめは学年・学校全体の問題としてとらえさせ、いじめを受けた生徒の身になって、考えさせる。
- いじめのもとになった言動を振り返るとともに、いじめをなくすための話し合いをさせる。
- いじめを受けた生徒への謝罪は、いじめを受けた生徒や保護者の意向をふまえておこなう。



⑥ いじめを許さない学校づくり

- いじめを許さない学校をつくるために、未然防止および早期発見・対応が十分であったか、全職員で振り返りをおこなう。
- 学級経営、授業中の生徒指導、生徒会活動、人権教育、道徳教育、人間関係づくり、スクールカウンセラーの活用などにおける自校の課題に対して、具体的な改善策を立てて実行する。

7 いじめ問題に取り組むための組織

- (1) 名 称：いじめ対策委員会
- (2) 役 割：いじめの現状や指導等の情報交換、早期発見、防止、対応等を実効的に協議する。
- (3) 構成員：校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、当該学級担任
- (4) 開 催：学期に一回を原則とするが、必要に応じて委員会を開催する。

8 重大事態発生時の臨時組織

- (1) 名 称：拡大いじめ対策委員会
- (2) 役 割：いじめの事実を確認し、市教委への報告、重大事態発生時の対応等については、市教委に指導・助言を求めて学校として組織的に対応を進める。その際は、拡大いじめ対策委員会を臨時に設置することとする。
- (3) 構成員：いじめ対策委員、
外部専門家（SC右田永子氏）
学校評議員（志斉哲雄氏、橋本誠一氏、本田浩美氏）
- (4) 開 催：重大事態発生時等必要に応じて

9 年間計画

月	いじめ対策委員会の取組	全職員での取組
4月	・いじめ未然防止の取組の確認	・いじめ問題等の方針と保護者説明
5月	・いじめ問題の対応の取組検討	・教育相談及びいじめアンケートの実施
6月	・教育相談の取組内容の検討	・教育相談の実施と情報交換

7月	・校内ネットパトロールの取組検討	・校内ネットパトロールの実施
8月	・前期取組の反省を行うための計画	・生活リズム、学習状況調査
9月		
10月	・教育相談の取組内容の検討	・2学期の生徒の様子の情報交換と指導対応
11月	・いじめアンケート及び学校評価の取組検討	・教育相談及びいじめアンケートの実施
12月	・冬休みまでの取組の反省	・教育相談の情報交換と学校評価の実施
1月	・校内ネットパトロールの取組	・校内ネットパトロールの実施
2月	・3学期の取組反省と次年度取組方向性	・生活リズム、学習状況調査
3月		
定期的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の学年部会の情報交換 ・職員朝会における生徒指導情報の交流 ・毎朝のあいさつ運動と生徒の1日の振り返り場面の設定 ・生徒会および生活委員会におけるいじめのない学校生活のための話し合い ・全教職員によるいつでも教育相談体制 	